

海外経済交流促進等特別委員会

(中間報告 令和6年3月22日本会議)

海外経済交流促進等特別委員会の令和5年度の調査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

当委員会は、アジア諸国等との経済交流等の拡大を図り、県産品の販路拡大や観光振興、外国人材の受入等を促進するため、令和元年度から令和4年度に行った「海外経済交流の促進に関する提言」を踏まえ、本県の海外経済交流促進策等について調査することを目的として、昨年6月に設置されました。

今年度は、「アフターコロナ・ウィズコロナにおける本県の海外経済交流の促進等に関する調査」をテーマとして、各定例会での調査のほか、ベトナムでの海外現地調査を行いました。

調査における主な論議について申し上げます。

第2回定例会においては、執行部から今年度の主な海外経済交流関係事業の概要について説明を受け、調査テーマについて協議を行いました。

委員から、農林水産物や焼酎の輸出拡大に向けたターゲティング戦略について質疑があり、「農林水産物に関する各国のニーズ等は、JETRO等による情報や海外での意見交換を通じて把握しており、県農林水産物輸出促進ビジョンに基づき設定した重点国・地域である米国、EU、香港、台湾、シンガポール等を中心に産地形成や販路拡大に向けた取組を行いたい」、「焼酎の輸出については、商社と連携し、フランスの大手酒類卸店と関係構築を図り、フランスを足がかりとしたEU、米国、アジアへの輸出展開に取り組んでいる」との答弁がありました。

委員からは、「焼酎が世界で売れてほしいと思うが、今、鹿児島県のウイスキーも注目されており、チャンスがあるかもしれないので、考慮していただきたい」、「フランスでの焼酎の市場開拓は世界への波及効果が高いと思うが、フランスでは蒸留酒の消費量が大きく伸びてはいないので、焼酎の消費量が多いアジアにも力を入れると、鹿児島県の認知度が向上し、外国人材受入れの面との相乗効果も得られるのではないか」との要望や意見が出されました。

これらの論議を踏まえ、協議の結果、調査テーマを「アフターコロナ・ウィズコロナにおける本県の海外経済交流の促進等に関する調査」として進めることに決定しました。

第3回定例会においては、「県産品の販路拡大」、「観光振興」、「外国人材の受入」及び「その他の経済・人的交流促進」に係る事業の実施状況等について、執行部から説明を受けるとともに、日本政府観光局 企画総室長の平野達也氏、株式会社大吉農園 専務取締役の大吉枝美氏を参考人招致して、それぞれから「アフターコロナ・ウィズコロナにおけるインバウンド戦略」、「アフターコロナ・ウィズコロナにおける販路拡大、輸出促進に関する取組」について説明を受けました。

参考人に対して、インバウンドの動向や農産物の輸出について質疑があり、「西日本は、コロナ禍後の海外からの直行便の回復が早かったことなどから、インバウンドが増加している。インバウンドが少ない時期については、まだ知られていないその時期のコンテンツをアピールすることが有効」、「うんまか鹿児島輸出商談会やGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の取組の中で国内外のバイヤーとつながることができ、輸出に結びついている」との回答がありました。

また、執行部に対して、豚肉の輸出実績と豚熱ワクチン接種による影響について質疑があり、「令和4年度の輸出量は237トン、輸出額は3億1,400万円。現在は、豚熱ワクチン接種により輸出はできなくなっており、豚熱の清浄国復帰の要件として、過去1年間飼養豚での豚熱発生がないことや、ワクチン接種をしていないことなどがあるが、現時点では輸出再開時期の見通しは困難」との答弁がありました。

11月には、ベトナムでの現地調査を行い、現地の経済概況、日本産農林水産物・加工食品等

の輸出の現状、訪日インバウンドの状況、技能実習制度・特定技能制度による人材の送り出しの状況などについて幅広く調査しました。

第4回定例会においては、ベトナムの現地調査を踏まえ、調査を行いました。

委員から、外国人労働者の都市部への流出に対する対策や労働環境等に係る来日前の情報提供について質疑があり、「都会にはない鹿児島の魅力をもっとPRするとともに、安心して働き、暮らせる環境の整備に取り組むことが重要」、「鹿児島で働く魅力を伝えるパンフレットを各国の言語ごとに作成し、監理団体を通じて労働環境等を伝えている。住みにくい面等も情報提供しなければ、来日後に現実とのギャップに苦しむことも考えられるため、企業向けセミナー等において、採用前の段階における情報提供の必要性について周知してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「マイナス面も情報発信することが重要であるが、その際は、給与は低いながらも物価も安い等マイナス面をプラスでカバーできるよう情報発信してほしい」との要望がありました。

最後に、今回、第1回定例会においては、執行部から令和6年度の主な海外経済交流関係事業について説明を受けるとともに、1年間の論議や調査を踏まえ、当委員会として、執行部への提言を行うことを決定いたしました。

以下、その内容につきまして申し上げます。

1 コロナ規制の緩和による外出需要の回復等により、海外市場への販路拡大の機運の高まりを契機と捉え、輸出推進体制「GFP鹿児島」を活用しながら、海外の規制や大ロット等のニーズに対応する輸出産地の形成や、輸出に意欲的な生産者や事業者への支援など、輸出拡大に向けた戦略的取組を推進すること。

2 県産品の認知度向上や販路拡大を図るために、海外でのトップセールスを精力的に行い、他県や他国との競争を意識しながら、日本一の鹿児島和牛をはじめとする農畜水産物を生かした地域ブランド力の向上など、本県ならではのアピールのほか、日系スーパー以外への売り込みなどこれまでと違う切り口で海外市場を開拓し、積極的なプロモーション活動に努めること。

3 コロナが5類に移行後、全国的にはインバウンドが順調に回復している中、鹿児島においては、訪日宿泊者数がコロナ禍前と比較して伸び悩んでいる状況にあることから、海外での本県の認知度向上に向けた積極的なイベントの開催や、訪日客のニーズに合わせた本県の特徴ある食・温泉文化の魅力の情報発信など、海外で認知度の高い首都圏以上のプロモーション活動に努めること。また、インバウンド回復には、国際線の復便が急がれるところであるが、定期便の就航には、インバウンドと併せてアウトバウンドによる一定程度の利用が見込まれる必要があるため、チャーター便ツアーの支援強化など、アウトバウンド対策にも努めること。

4 今後更なるインバウンドの回復を見据え、人材不足に苦しむグランドハンドリング業界への外国人材の活用等の可能性など関連事業者との意見交換や情報収集に努めるほか、外国人観光客向けの観光ガイドの育成強化など、外国人観光客の受入環境の整備を進めること。

5 今後、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする「育成就労制度」への移行により、本人意向の転籍が一定条件で認められる方向であり、都市部への人材流出が懸念される中、外国人材の定着促進を図るため、実際に働き出してからギャップを生じさせないための労働環境についての正確な情報発信と併せ、都会にはない本県の特性や魅力のアピールに努めるとともに、雇用側へ賃金等の待遇改善を促すこと。また、地域におけるイベントを通じた交流等により相互理解を深め、外国人材の人権を尊重しながら安心して働き暮らせる環境整備を推進すること。

6 本県の外国人材の約半数を占めるベトナムにおいても、自国の経済発展や他国間での人材獲得競争の活発化により、人材確保が困難となりつつある中、連携協定を締結した優位性を生かしてベトナム国立農業大学からの人材の送り出しを今後継続的に推進するため、同大学との関係構築の強化に努めること。また、新たな送り出し国との関係構築に向け、積極的な人材確保対策を講ずること。

7 コロナ禍で停滞していた本県とつながりのある海外諸国との交流をコロナ以前よりも更に

充実させ、多くの若者が国際的な感覚を身につける機会の創出に努めること。また、交流会議においては、観光の振興にもつながるプロジェクトを提案するなど、より充実した交流の場となるよう努めること。

8 日本企業がベトナムで起業するにあたり、日本とベトナムの自治体や企業との交流に貢献するための様々なワンストップサービスを提供している九州プロモーションセンターの取組について、県内企業への積極的な周知を図ること。

提言の内容は、以上であります。

当委員会に付託されました調査案件に関し、今年度の調査テーマについては、今回の定例会で調査を終了いたしますが、アジア諸国等との経済交流等については、今後も様々な観点からの調査が必要であり、引き続き、海外経済交流の促進等について、積極的な調査を進めていくことを申し上げ、以上で、海外経済交流促進等特別委員会の報告を終わります。